

令和 2 年 6 月 10 日

自動車局安全・環境基準課

WLTC モード法による排出ガス規制を延長します

～新型コロナウイルス感染症対策～

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により自動車の生産・輸送等に遅延が生じ、本年 9 月より乗用車の継続生産車に適用される、WLTC モード法による排出ガス規制に適合した自動車の供給が困難な状況にあることを踏まえ、特例措置として当該規制の適用日を 4 ヶ月延期します。

乗用自動車等の排出ガス試験法については、平成 28 年 10 月に世界技術規則第 15 号の「乗用車等の国際調和排出ガス試験法」（以下「WLTC^{※1} モード法」という。）を国内導入し、順次義務化を行っているところです^{※2、3}。

本年 9 月 1 日より WLTC モード法による排出ガス規制義務化となる乗用車の継続生産車について、新型コロナウイルス感染症の影響により、自動車の生産・輸送等に遅延が生じ、当該規制に適合した自動車の供給が困難な状況にあることを踏まえ、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のための必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）について、適用日を延期する等、所要の改正を行いました。

※1 WLTC : Worldwide harmonized Light vehicle Test Cycle（国際調和排出ガス・燃費試験サイクル）

※2 平成 28 年 10 月 31 日報道発表「乗用車の排出ガス・燃費試験法に国際基準（WLTP）を導入します。」

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000172.html

※3 平成 30 年 3 月 30 日報道発表「『路上走行時の排出ガス試験を導入します』別紙」

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000198.html

1. 改正概要

本年 9 月 1 日より乗用車の継続生産車に適用される WLTC モード法による排出ガス規制について、適用時期を 4 ヶ月延期します。

2. 公布・施行

公布・施行：6 月 10 日（本日）

【問い合わせ先】

自動車局安全・環境基準課 河野・菊野

代表：03-5253-8111（内線 42522）

直通：03-5253-8604

FAX：03-5253-1636